

令和 6 年 8 月

第 15 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 伊藤 勝博

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 事	係
令和 6 年 9 月 1 1 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第 1 5 回 川 口 市 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

1 川口市農業委員会告示第5号

下記について付議するため、8月28日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第15回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二	

3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

4 出席職員

事務局長 佐藤 武弘 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之

5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、9番 伊藤 勝博委員を指名した。

7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明した後、報告事項7について、次のように説明した。

事務局 「報告事項7「欠員に伴う農業委員担当地区割の変更について」ご説明いたします。

先月辞任の同意をいただきました委員につきましては、その後市長の同意を得て正式に辞任されたものでございます。

法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はなく、必ずしも、農業委員が1名欠員するごとに補充する必要はございません。

ただし、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに農業委員を任命することが適当であるとされています。

委員の担当地区については、現在同じ安行地区を担当いただいている、お二人の委員に一時的に地区担当をお願いしているところでございます。お二人のご協力により、現段階では農業委員会の所掌事務を適切に処理できており、引き続き地区担当となることに対し、お二人に内諾をいただいていることを踏まえ、今後の地区担当割について、資料のとおりの変更で対応することといたしましたのでご報告いたします。」

- (3) 報告事項1から報告事項7について、全員これを了承した。

8 議案の上程

- (1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

- (2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、新井宿のかたから、足立区加賀2丁目のかたへ、農地の所有権を移転する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、新井宿インターチェンジから北西に200mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、2筆、1,529㎡でございます。

本件は、譲受人が、本市にて新規就農を図るため、申請地を取得するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、新規就農であることから、現在、市内外に所有している農地や借りている農地はありませんが、3年前から千葉県成田市で、約1.5ヘクタールほどの田で稲作と約50アールほどの畑にてサトイモ、ネギ等の野菜づくりの手伝いをしているほか、山形県天童市では、りんご、さくらんぼ等の果樹栽培、東京都青梅市ではブルーベリー等の果樹栽培の手伝いをしていることから、これらを通じて農作物の作付けから収穫までの知識や経験を備えた上で、申請地ではネギ、ニンニク等の野菜やイネ苗のほか、土壌次第でサクランボ、ラ・フランス、ブドウの果樹栽培をするということであり、取得後全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから問題ありません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、問題ありません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、問題ありません。

次に権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、常時従事していると認められる日数は年間150日以上となります。現在、譲受人は、成田市ほかでの農作業の手伝いに年間100日以上従事しており、その内容は、稲作や

サトイモ、ネギ等の野菜やリンゴ、サクランボ等の果樹栽培であることから、基幹的な農作業に従事していると考えられます。また、申請地は、譲受人が営む自動車整備業の事務所の隣接地であって、農作業に従事しやすい環境にあることから、取得後は譲受人、その子の2人で、のべ年間450日程度従事することを見込んでおり、農作業に常時従事すると認められるので問題ありません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、問題ありません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れのあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、問題はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたと現地に参りまして、申請者のかたと面接して参りました。やる気もきちんとあるかたで、自宅と少し離れていますけれど、勤務地と隣接していることから、農作業に関しては問題がなく、大丈夫だと思います。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は第2号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、花木を栽培し兼業農家を営む、江戸2丁目のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請人の自宅は、八幡木中学校から北に200mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北東に300mほどの所に位置した1筆、計630㎡でございます。

買取事由発生人は、幼少の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和6年5月18日に98歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の母で、申請地を含む2,615㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、申請人の妻の3人で、ミョウガ等の野菜とシャクヤク、テッポウユリ等の花木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局のかたとご本人にお会いしてきました。農業を一生懸命やられているかたでしたので、事務局の説明のとおり、農業の主たる従事者として適任かと思ひます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

9 連絡事項

- ・令和6年度農地パトロールについて
- ・災害発生時の被害情報提供のお願いについて

10 閉会

午前10時45分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第15回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和6年8月28日

議 長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩